広島県情報公開・個人情報保護審査会 諮問(情)第165号

第1 審査会の結論

広島県公営企業管理者(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定において不開示とした部分を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年3月10日、広島県情報公開条例(平成13年 広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関 に対し、「広島県企業局が、平成16年度事業として行った広島空港県営駐 車場指定管理者に係る公募の選定に際し、開催された選定委員会の審査基 準チェックシートによる採点結果」の開示請求(以下「本件請求」という。) を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「広島県企業局が、平成16年度事業として行った広島空港県営駐車場指定管理者に係る公募の選定に際し、開催された選定委員会の審査基準チェックシートによる採点結果」(以下「本件対象文書」という。)を行政文書として特定し、条例第10条第3号(事業活動情報。以下「第3号」という。)に該当する情報が含まれることを理由に、行政文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成17年3月22日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年3月28日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し 異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨 処分を取り消し、全面開示の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が,異議申立書で主張している異議申立ての理由は,おおむね次のとおりである。なお,異議申立人は,意見書の提出及び口頭による意見陳述を希望しなかったことから,これらの手段に基づく主張の補足等は行わ

れていない。

実施機関は、不開示とした部分の情報について、条例第10条第3号に該当すると判断しているが、既に、「広島空港県営駐車場指定管理者の候補者について」という通知文に基づく「広島空港県営駐車場指定管理者の候補者の選定について」という通知文により、審査結果(審査基準ごとの評価と総合評価)が示されているため、審査の具体的内容が示されるべきである。

また,経営状況に関する評価の結果のみが公開され,その具体的内容を開示しない(抽象的な評価を与えられていることに対する防衛がなされ得ない)ことこそが,当該法人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると,本件処分を行った理由については,おおむね次のとおりである。

1 開示可否の判断指標について

本件対象文書の開示可否の判断に当たっては、原則として事実に関する部分は開示しつつ、企業全体の経営状況の評価の部分又は経営状況に関する事実と評価が重なっている部分については、後記2の理由により一括して不開示とした。ただし、経営状況に係る部分であっても、指定管理業務の事業遂行に係る能力評価に関係する部分については開示したものもある。

- 2 開示した場合の支障が生じるおそれについて
 - (1) 経営状況に関する選定委員によるマイナス評価の見解が、県の一般的な見解と誤解され、各事業者の事業活動に支障を及ぼすおそれがある。
 - (2) マイナス評価の部分のみを不開示とすると、当該不開示部分はマイナス評価の記述であると推察可能になり、不要な憶測を呼ぶおそれがあることから、経営状況に関する事実の評価とプラスの評価についても不開示としている。
 - (3) 審査基準チェックシート中の「劣る」などの5段階のチェック欄については、当時の管理委託業者との比較による相対的な評価なので開示したが、他方、委員の評価に係る具体的記述がある部分については、相対的な評価ではなく、絶対的な評価だと誤解されるおそれがあるので不開示とした。
 - (4) チェックシートの選定委員の氏名は公開しており、シートの評価は個別の委員のものであることは分かるかもしれないが、開示した情報が部分的に流通し、県の見解と誤解されるおそれもある。
 - (5) 上記(1) から(4) までで説明した不開示理由に基づき、本件公募に 応じた申請事業者が被るおそれがある事業活動上の具体的支障とは、次 のとおりである。

- ア 新規職員を募集した際に、インターネットなどで情報が流通している場合、悪い印象を与えて希望者が少なくなる。
- イ 事業者の取引先に情報が流通することで関係悪化などが懸念される。
- ウ 情報が流通すると、銀行から借入れなどをする場合に、条件面で悪い影響が出ることが懸念される。
- エ インターネットの普及によって、情報の流通範囲が急激に拡大していることから、一度流通した情報については、その拡散の防止が困難であり、想定外の支障が生じるおそれがある。
- 3 以上のことから、本件対象文書のうち企業の経営状況に関する評価の記述を開示することは、企業の事業活動に不利益を与えるおそれや社会的信用、評価に影響を及ぼすおそれがあるものと判断し、条例第10条第3号に該当するものと認め、部分開示の決定を行った。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が、平成16年度事業として行った「広島空港県営駐車場指定管理者に係る公募」の選定に際し、開催された選定委員会の審査基準チェックシートによる採点結果である。

指定管理者選定の審査に当たっては,「広島県公の施設における指定管理者の指定手続条例」第3条に定める4つの基準(平等利用の確保,施設の効用の最大限の発揮,管理経費の縮減,管理を安定して行う人的及び物的能力)ごとに必要な項目を設定し,項目ごとにチェックを行う審査基準チェックシートを用いることとされている。そして,選定委員会の各委員が当該チェックシートに基づき,5段階評価等で採点した結果を平均化して申請事業者ごとに得点を集計し,最高得点を得た者を指定管理者の候補者としている。

当該チェックシートの配点は、「I 平等利用の確保」が配点なし、「II 施設の効用の最大限の発揮」が35点、「III 管理経費の縮減」が40点、「IV 管理を安定して行う人的及び物的能力」が25点で、合計100点である。また、各委員ごと及び総合計の採点集計表は、本件請求によって、開示されている。

前記のような採点結果のうち,実施機関が不開示としたのは,次の部分である。

(1) 審査基準IVの「③物的能力」に係る特記事項の一部 審査基準IVの「管理を安定して行う人的及び物的能力」中の審査項目 「③物的能力」に係る特記事項の一部(以下「不開示A」という。)であ り、これらの部分には、一時的な出費に対応できる資産を有しているか、 損害賠償に対する備えは十分あるかといった審査項目に関しての各委員 の意見や評価が記述されている。

- (2) 審査基準IVの「④申請者の安定性、信頼性」に係る特記事項の一部 審査基準IVの「管理を安定して行う人的及び物的能力」中の審査項目 「④申請者の安定性、信頼性」に係る特記事項の一部(以下「不開示B」 という。)であり、これらの部分には、法人の財務状況は適正かといった 審査項目に関しての各委員の意見や評価が記述されている。
- (3) 審査基準IV全般に係る特記事項の一部

審査基準IVの「管理を安定して行う人的及び物的能力」全般に係る特記事項の一部(以下「不開示C」という。)であり、これらの部分には、事業者の経営状況等に関しての各委員の意見や評価が記述されている。

(4)審査基準Ⅱの「②利用者に対するサービスの向上」等に係る特記事項 の一部

審査基準IIの「②利用者に対するサービスの向上」及び「⑥事業計画書に記載された内容の実現性」に係る特記事項の一部(以下「不開示D」という。)であり、これらの部分には、よりよい利用者サービスの実施に必要な人員体制を有しているか、事業計画の実現性はどうかといった審査項目に関しての各委員の意見や評価が記述されている。

なお、以下においては、上記不開示A~Dを一括して「本件評価」と表示する。

- 2 条例第10条第3号(事業活動情報)該当性について
- (1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例第10条第3号は、法人その他の団体等に関する情報等であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行う者の権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

この場合において、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を 害するかどうか」は、法人等の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意 して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討し た上で、客観的に判断することが必要であり、影響の程度は、名目的なも のではなく、実質的なものが要求されるものである。

また、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」 の程度は単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

実施機関は、前記第4の1とおり開示可否に当たっての判断指標を設定

し、第4の2のとおり開示した場合における各申請事業者の事業活動に支 障が生じるおそれなどを具体的に主張しているので、この2点について、 以下検討する。

(2) 実施機関の主張する開示可否の判断指標について

実施機関は、前記第4の1のとおり、企業全体の経営状況に係る部分の うち、事実に関する部分は開示したが、評価の部分及び評価と事実が重な っている部分については、公にすることにより、いずれも誤解や不要な憶 測を呼ぶなどして、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害す るおそれがあることから一括して不開示とした旨を主張している。

評価の部分と事実の部分の開示可否の判断指標については、当審査会で本件対象文書を見分したところ、事実と認められる部分について不開示としている場合がある一方、明らかに評価と認められる部分について、開示されている場合があり、評価に対する根拠を十分示さないまま、事実の部分と評価の部分を明確に区分せずに開示、不開示の判断がされていることが認められた。

- (3) 事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれについて
 - ア 実施機関は、経営状況に関するマイナス評価の見解が、県の一般的な 見解と誤解され、事業活動に支障を及ぼすおそれがある旨を主張する。 しかしながら、審査基準チェックシート中の選定委員の氏名は開示し ており、本件評価が個別の委員によりなされた広島空港県営駐車場指定 管理者の公募に係る申請に関して、各事業者から提出された内容に限っ ての評価であることは明らかであり、各委員の評価が、県の行った企業 経営に関する客観的な評価であると誤解されるおそれがあるとは認め られない。
 - イ 実施機関は、マイナス評価の部分のみを不開示とすると、当該不開示部分はマイナス評価の記述であると推察可能になり、不要な憶測を呼ぶおそれがあることから、経営状況に関する事実とプラスの評価についても不開示としている。

しかし,文書を開示すべきか否かは,当該評価の部分及び経営状況に 関する事実を開示することが,本件対象文書にかかわる事業者の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するか否かで判断するべきである。

経営状況に関するマイナス評価の見解を開示することが事業活動に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないことは、アで述べたとおりであり、本件で実施機関がプラス評価と解している部分及び経営状況に関する事実を開示することもまた、直ちに本件対象文書に係る事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認められない。

ウ 前記ア及びイに加えて、実施機関は、本件評価を開示した場合、当該 情報が部分的に流通し、県の見解と誤解されるおそれもあると主張する

- が、開示された文書の全体ではなく、ある特定部分のみの情報が流通するといったことまで想定して、事業活動上の具体的支障が生じるおそれの蓋然性を論じることは、妥当とは認められない。
- エ 実施機関は、採点当時に管理を委託していた事業者との比較による相対的な評価ではなく絶対的な評価であると誤解されるおそれがある旨を主張している。

しかしながら、審査基準チェックシート上には、大半の審査項目において「不可、劣る、現行、良、最良」という5段階評価の採点欄があり、たとえ、「劣る」に該当すると評価した場合であっても、すべて結論だけが開示されており、このような場合であっても、誤解を生じたり不要の憶測を呼ぶことはないと実施機関は判断している一方、不開示とされた本件評価は、広島空港県営駐車場の指定管理者として適切かどうかという観点から提出された客観資料などに基づく評価が記述されている部分にもかかわらず、単に絶対的な評価であると誤解されるおそれがあることをもって、不開示とするのは整合性を欠いているというべきである。

むしろ,不開示とされた本件評価を開示することによって,当該5段 階評価の採点結果に至った理由の一端が明らかになり,当該5段階評価 の採点結果の結論のみの開示が不要の憶測を呼ぶことを防止すること につながるというべきである。

また,本件評価は,あくまでも総合評価を下すために現状と相対比較 した上での特記事項が記述されているに過ぎず,絶対的な評価だと誤解 されるおそれがあるとは認められない。

オ 実施機関は、前記アから工までのとおり、誤解されるおそれや不要な 憶測を呼ぶおそれがあるとして、本件評価を不開示としたが、事業者の 事業活動上の具体的支障については、前記第4の2の(5)のとおり、 新規採用に際しての応募者の減少、取引先との関係悪化及び金融機関か らの融資条件悪化といった事態を想定している。

しかしながら、審査基準チェックシートの様式をみると、本件評価は申請事業者である法人等の経営全体に対する評価を行うためのものではなく、あくまでも、広島空港県営駐車場指定管理者としての業務遂行能力に関する評価であり、各事業者の経営状況全般に関する信用調査における評価ではないことが明らかであることから、本件評価を公にすることが、当該事業者の事業活動全般に悪影響を及ぼし、ひいては、実際に新規採用応募者の減少や取引関係の悪化を招くとまでは認められない。

したがって、実施機関が主張するような具体的支障が生じるおそれが あるとは認められない。

(4) 総括

前記(3)で判断したとおり、本件評価は、あくまでも広島空港県営駐車場指定管理者の公募の申請に関して各事業者から提出された内容に限っての経営内容の評価であることは明白であり、具体的支障が生じるおそれがない点が認められることから、本件評価が公にされたからといって、条例第10条第3号によって保護されるべき「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるとまでは認められず、本件評価は同条第3号に該当しないと判断する。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 5. 2	・諮問を受けた。
17. 5.12	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 7.15	・実施機関からの理由説明書を収受した。
17. 7.26	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 6.22	・異議申立人から意見書の提出及び意見陳述を 希望しない旨を確認した。
19. 7.12 (平成19年度第2部会第4回)	・諮問の審議を行った。
19. 8.24 (平成19年度第2部会第5回)	・実施機関の職員から本件処分に対する意見を 聴取した。 ・諮問の審議を行った。
19. 9.20 (平成19年度第2部会第6回)	・諮問の審議を行った。
19. 10.22 (平成19年度第2部会第7回)	・諮問の審議を行った。
19.11.13 (平成19年度第2部会第8回)	・諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員 (第2部会・五十音順)

飯 岡 久 美 (部会長)	弁護士
山 田 園 子	広島大学大学院社会科学研究科教授
山 本 一 志	弁護士
横藤田誠	広島大学大学院社会科学研究科教授